

令和5年9月21日

保護者の皆様

## オンライン授業の実施について（お願い）

十日町市立中条中学校  
校長 友野 直己

初秋の候、皆様におかれましてはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。日ごろから当校の教育活動にご理解とご協力を賜りありがとうございます。

さて、令和5年2月22日付で、「オンライン授業の実施について（お願い）」を発出し、対応をお知らせしました。1年生にはその内容を周知していなかったこと、その後感染症法上の5類への引き下げを受け、オンライン授業の運用について以下のように変更します。

ただし、教職員の対応にも限界があり、全てが希望通りにいかないことがあることもご承知おきください。ご理解の程よろしくお願いいたします。

### 記

#### 1 オンライン授業の対応をする場合

- ・新型コロナウイルス感染症の陽性者やインフルエンザの罹患者となり出席停止となった場合。ただし、すでに解熱して自宅待機の状態であること
- ・手術等の術後観察等で自宅待機を余儀なくされた場合のうち、長期ではなく短期間の自宅術後観察となる場合で、原則朝から夕方まで授業を受けることができる状態である場合（授業に参加できる心身の状態であることが条件）

※新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者の指定がなくなりましたので、感染回避や拡大防止のための自宅待機は対象としません。

#### 【対応するための要件】

- ① 本人・保護者からの要望があること
- ② 原則として、朝から夕方までの授業を継続して受けられる状態であること
- ③ 長期ではなく短期の期間に限ること
- ④ オンライン授業には体操着もしくは制服で参加し、カメラオン（飲食しながら、寝そべりながら等がないように）、マイクオフで参加すること

#### 2 オンライン授業の対応をしない場合

- ・病気やけが等の療養が必要な場合又は朝起きられないなどの生活リズムが乱れている、ネットがやめられないなど心身の不調がある場合（生活リズムを正し、体調を整えることが最優先であるため）
- ・医療機関を受診するため、午前中、午後からなど、学校に行かない時間帯にオンライン授業を受けたいという希望があった場合（細かな個別対応に教職員が対応しきれないため）
- ・「保護者が送迎できない」など、家庭の自己都合により欠席する場合

#### 3 その他

- ・不登校や登校しぶりの状態であり、オンライン授業を希望する場合は、文部科学省の通知の出席扱いの要件に照らし合わせた上で検討する。※通知は裏面参照
- ・上記以外の場合については、個別に相談し対応の可否を判断する。

|     |              |
|-----|--------------|
| 担 当 | 中条中学校        |
|     | 教頭 駒野 哲哉     |
|     | TEL 752-3020 |

**不登校児童生徒が自宅において I C T 等を活用した学習活動を行った場合の  
指導要録上の出欠の取扱いについて（抜粋）**

**2 出席扱い等の要件**

義務教育段階における不登校児童生徒が自宅において I C T 等を活用した学習活動を行うとき、当該児童生徒が在籍する学校の長は、下記の要件を満たすとともに、その学習活動が、当該児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような学習活動であり、かつ、当該児童生徒の自立を助けるうえで有効・適切であると判断する場合に、指導要録上出席扱いとすること及びその成果を評価に反映することができる。

- (1) 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- (2) I C T 等を活用した学習活動とは、I C T（コンピュータやインターネット、遠隔教育システムなど）や郵送、F A X などを活用して提供される学習活動であること。
- (3) 訪問等による対面指導が適切に行われることを前提とすること。対面指導は、当該児童生徒に対する学習支援や将来の自立に向けた支援などが定期的かつ継続的に行われるものであること。
- (4) 学習活動は、当該児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的な学習プログラムであること。なお、学習活動を提供するのが民間事業者である場合には、「民間施設についてのガイドライン（試案）」（別添 3）を参考として、当該児童生徒にとって適切であるかどうか判断すること。（「学習活動を提供する」とは、教材等の作成者ではなく、当該児童生徒に対し学習活動を行わせる主体者を指す。）
- (5) 校長は、当該児童生徒に対する対面指導や学習活動の状況等について、例えば、対面指導に当たっている者から定期的な報告を受けたり、学級担任等の教職員や保護者などを含めた連絡会を実施したりするなどして、その状況を十分に把握すること。
- (6) I C T 等を活用した学習活動を出席扱いとするのは、基本的に当該児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けられないような場合に行う学習活動であること。なお、上記(3)のとおり、対面指導が適切に行われていることを前提とすること。
- (7) 学習活動の成果を評価に反映する場合には、学校が把握した当該学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と判断される場合であること。